

横浜市立菊名小学校いじめ防止基本方針



平成26年3月14日 策定

菊名小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月14日策定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

・いじめを防止するための基本的な方向性

いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいないという基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない、明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、基本的な方向性として以下の5つをあげる。

◆いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

◆児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

◆いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

◆いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、関係諸機関とも連携をとり解決にあたる。

◆学校と家庭が協力して事前・事後指導にあたる。

・学校いじめ防止基本方針の目的

★あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

★子どもがいじめを防止する取り組みが実践できるよう指導する。

★いじめは、どの学校でも、どのクラスでも、どの子にも起こりうることを意識し、未然に防ぎ、発生した場合は早期に解決できるよう、保護者、地域や関係諸機関と連携し対策にあたる。

2 組織の設置及び組織的な取り組み

・組織の設置

「いじめ防止対策委員会」を設置。

・組織の構成員

（校長、副校長、教務主任、学年主任、児童指導担当、養護教諭、関係教諭

SC [学校カウンセラー]、SSW [スクールソーシャルワーカー]）

SC、SSW等については必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求めることとする。

・組織の役割

★いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。

★いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。

★重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行う。

★いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。

・年間計画

- 4月 組織の設置 メンバーの確認
毎月の生活目標の確認と指導の徹底等の確認
- 5月 各学級の児童の状況について情報交換を行い、学級経営案に反映させる。
- 7月 児童指導強化週間 あいさつ運動、縦割り活動等の実施
職員研修
- 8月 児童理解職員研修
- 10月 全児童に生活に関するアンケートを実施
職員研修
- 11月 児童指導強化週間 あいさつ運動、縦割り活動等の実施
- 12月 人権週間としての取り組み
- 2月 今年度の状況のまとめと次年度に向けて基本方針の見直し
- 3月 児童の状況について引き継ぎ

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

◆いじめの未然防止

- ★善いこと、悪いことをきちんと判断し、責任を持って行動する力を身につけさせる。
- ★学校生活を営む上で必要な規範意識を育成する。
- ★世の中にはいろいろな考えを持っている人がいることを理解させる。
- ★子どもの社会的スキル横浜プログラムを活用して社会的スキルの育成を図る。
- ★見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

◆早期発見・早期対応

- ★「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認しいじめをやめさせる。
- ★教育相談やアンケートを実施する。
- ★休み時間や放課後などを利用し児童から情報を収集する。
- ★スクールカウンセラー等による相談窓口を周知する。
- ★横浜市総合リハビリテーションセンターや地域療育センター等と連携をする。

◆適切な対処・措置

- ★いじめは絶対に許さないという「毅然とした粘り強い指導」を推進する。
- ★本人や周辺からの聞き取りを重視し、状況を適確に把握し迅速に初期対応をする。
- ★いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- ★カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。

◆研修

- ★Y P アセスメントシート等を活用し児童理解研修を推進する。
- ★人権研修の資料等を活用し、いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実を図る。
- ★リハセンター、療育センター、通級指導教室と連携し研修を実施する。

◆ともいっく委員会（まちとともに歩む学校づくり懇話会）

- ★いじめ問題などを保護者、地域等と共有して対応を図る。
- ★自分の子どもに関心を持ち、子どものさびしさやストレスに気づくことのできる親になれるよう啓発する。
- ★いけないことをしたときには「叱れる親に」がんばったときには「ほめることのできる親に」を意識させる。
- ★子どもたちを地域の宝として育てる意識を持ち、子どもたちに地域から見守られているという安心感を持たせる。

4 重大事態への対処

【報告】

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

【調査・報告】

- ・「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

【児童・保護者への報告】

- ・いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。
- ・保護者は事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くよう促す。

5 その他

- ・必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。